

## 近時の知的財産関係の制度改革の主な内容

産業界の三大ニーズ  
①迅速な裁判 ②専門性の高い裁判 ③早期の判断統一

### 平成15年改正

- 1 特許権等に関する訴訟の東京・大阪の裁判所への専属管轄化  
著作権等に関する訴訟の東京・大阪の裁判所への競合管轄化
- 2 専門的知見を反映させる専門委員制度の導入
- 3 知的財産関係訴訟に5人合議制を導入

### 平成16年改正

- 1 裁判所の専門的処理体制の一層の強化
  - ◇ 知的財産高等裁判所の創設
  - ◇ 裁判所調査官の権限拡大・明確化等
- 2 侵害行為の立証容易化  
と営業秘密の保護強化
  - ◇ 秘密保持命令の導入
  - ◇ インカメラ審理手続の整備
  - ◇ 営業秘密が問題となる訴訟における  
公開停止の要件・手続を明確に規定
- 3 侵害訴訟の紛争の合理的解決等
  - ◇ 侵害訴訟における特許権等に基づく請求の制限
  - ◇ 裁判所の侵害訴訟手続と  
特許庁の無効審判手続の連携強化